

## 事例1 脳・心臓疾患事案（トレーラー運転手）

### ○ 労働時間認定のポイント（客観的記録がない時間の評価・休憩と手待時間）

- ・ 荷積み、荷下ろしはトレーラー運転手の通常の業務であり、当該業務に従事していた時間は労働時間に該当する。  
ただし、本事例においては、荷積み、荷下ろしを行った場所は判明しているものの、タコグラフ等の記録には荷積み、荷下ろしに要した時間の記録がなく、客観的な記録を基に荷積み、荷下ろしに要した時間を特定することができなかった。  
荷積み、荷下ろしは当然に発生する業務であることから、営業所長及び同種労働者である同僚運転手に聴取し、各所における荷積み、荷下ろし時間の申述を得て、その申述内容が概ね同程度の時間数を要するものであったことから、事業場関係者の申述を基に、荷積み、荷下ろし時間を推計した。
- ・ 畿内物流センターで荷積み待ちが生じていた。  
当該荷積み待ちについて、営業所長及び同僚運転手に聴取したところ、荷の準備ができるまで待機になっていたこと、担当者から連絡が来ればすぐに荷を積めるようにしておかなければならなかったこと、待機中、車内では自由に過ごすことができるが、車から離れることができなかった等の申述から、本事例における荷待ちの時間については、労働から解放されているとは判断できなかったため、手待時間（労働時間）と判断した。  
荷積み待ちの時間は、営業所長及び同僚運転手の申述から、1時間と推計した。
- ・ 記録がない荷積み、荷下ろし、荷積み待ちの時間について、同僚の運転手だけではなく、営業所の責任者である営業所長にも聴取を実施することで、労働時間として認定できる時間を推計し、監督部署との協議の上、労働時間と特定した。

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書

整理番号

〇〇局 〇〇 署												
署長		副署長		課長		給調官		係長		係		復命年月日 令和2年2月14日
署長判決・指示事項								調査官	厚生労働事務官 〇〇〇〇			
1. 調査官意見のとおり決定する。 2. 下記事由により再調査を要する。								調査期間	自 令和元年9月6日 至 令和2年2月14日			
								受付年月日	令和元年9月6日			
								請求種別	<input type="checkbox"/> 療養 <input type="checkbox"/> 休業 <input checked="" type="checkbox"/> 遺族 <input checked="" type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他（ ）			
事業場	名称	安全運送株式会社 〇〇営業所						代表者名	代表取締役社長 岩成 友道			
	所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市						Tel	999 (999) 9999			
	労働保険番号	99-9-99-999999-999										
	業種	道路貨物運送業						労働者数	13 名			
被災労働者	ふりがな氏名	みよし けい 三好 慶 (男・女)						生年月日	昭和 36 年 11 月 7 日 ( 57 歳)			
	住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市						Tel	999 (999) 8888			
	職種	〔常用・日雇〕						職名	運転手			
	雇入年月日	平成元年 10 月 1 日										
請求人	ふりがな	みよし いっこ 三好 逸子 (続柄 妻)										
病状	請求時の疾患名	蘇生後脳症 (心室細動 (疑い))										
	発症時期	平成 31 年 3 月 19 日 午前・午後 9 時 30 分 (頃) (発症時年齢 57 歳)										
	現在の状況	生存・死亡 (死亡年月日 平成 31 年 3 月 23 日 死亡時年齢 57 歳)										
請求人の申述	平成 31 年 3 月 19 日の仕事に倒れたこと、亡くなる 9 か月前に死亡交通事故を起こしており、精神的に負担になっていたこと、仕事の時間が不規則であったことから労災請求を行った。事故のことで、夫はずっと悩んでいた、落ち込んだりしていた。荷物の積み下ろしなど身体に負担のかかる作業の過重もあったと思う。											
事案の概要	被災労働者は、安全運送株式会社〇〇営業所にトレーラーの乗務員として勤務していた。平成 31 年 3 月 19 日、業務中に倒れ、篠原病院に救急搬送、「心室細動 (疑い)」と診断され療養していたが、平成 31 年 3 月 23 日に死亡した (死亡診断書上の直接死因「蘇生後脳症」)。											

## 1 総合判断

総合判断	〔調査官の意見〕  本件は、〔 <u>業務上</u> ・ 業務外 〕 と考える。
	<p>(理由)</p> <p>1 本件は、主治医が「心室細動(疑い)」と診断している。脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準(以下「認定基準」という。)では、第5の3において、「平成8年1月22日付け基発第30号で対象疾病としていた「不整脈による突然死等」は、不整脈が一義的な原因となって心停止又は心不全症状等を発症したものであることから、「不整脈による突然死等」は、前記第2の2の(3)の「心停止(心臓性突然死を含む。)」に含めて取り扱うこと」としている。</p> <p>本件について見ると、医証等から判断して、致死的不整脈(心室細動)により、心停止に至り、救急措置により蘇生したものの、蘇生後脳症により死亡したものであると認められることから、被災労働者に発症した疾病は、認定基準の第2の2(3)の「心停止(心臓性突然死)」と認められる。また、発症日については、症状が出現した3月19日と判断できる。</p> <p>2 過重負荷については、下記2(1)及び(2)のとおり、「異常な出来事」及び「短期間の過重業務」は認められない。</p> <p>3 下記2(3)のとおり、「長期間の過重業務」について、発症前1か月の時間外労働時間数は62時間5分、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間のうち、最大となるのは発症前5か月平均の55時間22分であり、認定基準において業務と発症との関連性が強いとされている発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月における1か月当たりおおむね80時間の時間外労働時間数を下回っている。</p> <p>しかし、認定基準では発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できるとしているため、労働時間以外の負荷要因による身体的、精神的負荷が特に過重と認められるかどうかについて評価する必要がある。</p> <p>この点、本件では、労働時間以外の負荷要因として、</p> <p>①前日の午後にならないと当日の始業時刻がわからないという「不規則な勤務」であること</p> <p>②発症前1か月ないし6か月の間に、1か月の拘束時間が300時間を超える月が複数ある「拘束時間の長い勤務」であること</p> <p>③始業時刻は一定ではなく、深夜の時間帯に始業する日が発症前6か月において、月平均10日以上あるような「深夜勤務」であること</p> <p>④発症9か月前に死亡交通事故の当事者となった経験があり、早朝、夜間に長距離の運転業務を行うことは被災労働者にとっては「精神的緊張を伴う業務」であることが認められ、専門医も発症前6か月の時間外労働時間数に加えて、これらの労働時間以外の負荷要因が本件疾病の発症に影響した可能性を示唆する意見を行っている。</p>

	<p>これらを総合的に判断すると、被災労働者は著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事したものであり、業務における明らかな過重負荷を受けたことにより、本件疾病を発症したものと認められる。</p> <p>4 以上より、本件は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する疾病として取り扱うのが妥当である。</p>
--	---

## 2 過重負荷に関する事項及び過重性の評価

### (1) 異常な出来事

		資料No.	頁
異常な出来事に遭遇した日	年 月 日 午前・午後 時 分 (頃)		
発生場所			
異常な出来事の内容 (出来事の大きさ、被害・加害の程度、恐怖感・異常性の程度、作業環境の変化の程度等を記載すると。 )	発症直前から前日までの間に、異常な出来事への遭遇はない。		
現認者氏名	(職名 : )		
過重性の評価	異常な出来事は認められない。		

(2) 短期間の過重業務（発症前おおむね1週間）

						資料No.	頁	
労働時間			拘束時間	時間外労働時間数	休日等	○	○	
	発症日	3/19	4時間00分	0時間00分	発症日			
	発症日の前日	3/18	17時間48分	0時間03分				
	発症日の2日前	3/17	20時間30分	2時間10分				
	発症日の3日前	3/16	11時間55分	1時間55分				
	発症日の4日前	3/15	16時間10分	3時間45分				
	発症日の5日前	3/14	11時間21分	0時間06分				
	発症日の6日前	3/13	0時間00分	0時間00分	休日			
	発症日の7日前	3/12	0時間00分	0時間00分	休日			
	(発症日の8日前)	3/11	13時間31分	1時間56分				
	(発症日の9日前)	3/10	13時間03分	2時間53分				
	(発症日の10日前)	3/9	12時間44分	0時間44分				
労働時間以外の 負荷要因	(労働時間以外の負荷要因をすべてチェックすること。) <input checked="" type="checkbox"/> 不規則な勤務 <input checked="" type="checkbox"/> 拘束時間の長い勤務 <input type="checkbox"/> 出張の多い業務 <input checked="" type="checkbox"/> 交替勤務・深夜勤務 <input type="checkbox"/> 作業環境(温度、騒音、時差) <input checked="" type="checkbox"/> 精神的緊張を伴う業務 <input type="checkbox"/> その他( )					○	○	
	負荷要因の状況	<p><b>【不規則な勤務】</b> 前日の午後にならなければ当日の業務内容及び始業時刻がわからないもので、始業時刻が一定していない。</p> <p><b>【拘束時間の長い勤務】</b> 3月17日から18日にかけては、車内での宿泊を伴う業務に従事している。</p> <p><b>【交替勤務・深夜勤務】</b> 3月15日、3月17日の始業時刻が深夜2時台、3時台となっており、深夜勤務に従事している。</p> <p><b>【精神的緊張を伴う業務】</b> 被災労働者は発症9か月前に死亡交通事故の当事者となっている。早朝、夜間に長距離の運転業務を行っている。</p>						
過重性の 評価	労働時間	発症前1週間の総労働時間数は、合計で47時間59分であり、特に継続した長時間労働とは認められない。						
	労働時間以外の負荷要因	<p><b>【不規則な勤務】</b> 前日の午後にならなければ当日の業務内容及び始業時刻がわからないもので、発症前1週間の始業時刻が午前2時～午前5時台と一定しておらず、不規則な勤務であることが認められる。</p> <p><b>【拘束時間の長い勤務】</b> 車内での宿泊を伴う業務に従事する等、拘束時間の長い勤務であると認められる。</p> <p><b>【交替勤務・深夜勤務】</b></p>						

	<p>始業時刻が深夜2時台、3時台の日があり、深夜勤務に従事したと認められる。</p> <p><b>【精神的緊張を伴う業務】</b></p> <p>発症9か月前に死亡交通事故の当事者となった経験があり、早朝、夜間に長距離の運転業務を行うことは被災労働者にとって、「精神的緊張を伴う業務」に該当する。</p>
総合評価	<p>上記内容から、始業時刻が一定していないこと、拘束時間が長いこと、深夜勤務に従事していること、過去に死亡交通事故の当事者であった被災労働者が、早朝、夜間に運転業務に従事していることについては、ある程度の負荷があったと認められるものの、発症前1週間の総労働時間数は合計で47時間59分であり、これらを総合的に評価すると、特に過重な業務に従事したとは認められない。</p>

(3) 長期間の過重業務（発症前おおむね6か月）

						資料No.	頁
労働時間		拘束時間	時間外労働時間数	発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間(①)		○	○
	発症前1か月	322時間00分	62時間05分				
	発症前2か月	277時間17分	32時間22分	2か月平均	47時間13分		
	発症前3か月	237時間51分	34時間08分	3か月平均	42時間51分		
	発症前4か月	333時間47分	92時間47分	4か月平均	55時間20分		
	発症前5か月	304時間50分	55時間30分	5か月平均	55時間22分		
	発症前6か月	265時間30分	29時間35分	6か月平均	51時間04分		
	総合評価の期間	発症前5か月平均		①のうち時間外労働時間数が最大となる期間又は発症前1か月において月100時間か、2か月ないし6か月平均月80時間を超える最小期間を記載すること。			
総合評価期間における労働時間以外の負荷要因	(労働時間以外の負荷要因をすべてチェックすること) <input checked="" type="checkbox"/> 不規則な勤務 <input checked="" type="checkbox"/> 拘束時間の長い勤務 <input type="checkbox"/> 出張の多い業務 <input checked="" type="checkbox"/> 交替勤務・深夜勤務 <input type="checkbox"/> 作業環境(温度、騒音、時差) <input checked="" type="checkbox"/> 精神的緊張を伴う業務 <input type="checkbox"/> その他( )						
負荷要因の状況	<p><b>【不規則な勤務】</b> 前日の午後にならなければ当日の業務内容及び始業時刻がわからないもので、始業時刻が一定していない。</p> <p><b>【拘束時間の長い勤務】</b> 拘束時間が300時間を超える月が複数認められる。</p> <p><b>【交替勤務・深夜勤務】</b> 始業時刻は一定ではなく、深夜の時間帯に始業する日が発症前6か月において、月平均10日以上ある。</p> <p><b>【精神的緊張を伴う業務】</b> 被災労働者は発症の9か月前に死亡交通事故の当事者となっている。早朝、夜間に長距離の運転業務を行っている。</p>					○	○
発症前6か月より以前	特に認められない。						
	(発症前6か月より前から継続している身体的、精神的負荷が認められる場合には、労働時間を含む負荷要因について記載すること。						

過重性の評価	労働時間	発症前1か月の時間外労働時間数は62時間5分、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間のうち、最大となるのは発症前5か月平均の55時間22分であった。
	労働時間以外の負荷要因	<p>【不規則な勤務】 前日の午後にならなければ当日の業務内容及び始業時刻がわからないもので、日々の始業時間が一定しておらず、不規則な勤務であることが認められる。</p> <p>【拘束時間の長い勤務】 1か月間の拘束時間が300時間を超える月が複数認められ、拘束時間の長い勤務であると認められる。</p> <p>【交替勤務・深夜勤務】 始業時刻は一定ではなく、深夜の時間帯に始業する日が発症前6か月において、月平均10日以上ある等深夜勤務に従事したと認められる。</p> <p>【精神的緊張を伴う業務】 発症9か月前に死亡交通事故の当事者となった経験があり、早朝、夜間に長距離の運転業務を行うことは被災労働者にとって、「精神的緊張を伴う業務」と認められる。</p>
	総合評価	<p>本件の労働時間については、発症前1か月の時間外労働時間数は62時間5分、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間のうち、最大となるのは発症前5か月平均の55時間22分であり、認定基準において業務と発症との関連性が強いとされている発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月における1か月当たりおおむね80時間の時間外労働時間数を下回っている。</p> <p>しかし、認定基準では発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できるとしているため、労働時間以外の負荷要因による身体的、精神的負荷が特に過重と認められるかどうかについて評価する必要がある。</p> <p>本件では、労働時間以外の負荷要因として発症前6か月間において、日々の始業時間が一定していないという不規則な勤務に従事していること、拘束時間が300時間を超える月が複数あり、拘束時間の長い勤務であること、深夜の時間帯に始業する日が多くあり、深夜勤務に従事していたこと及び被災労働者は発症の9か月前に死亡交通事故の当事者となっているところ、早朝、夜間に長距離の運転業務を行っており、ある程度の精神的緊張を伴う業務に従事していることが認められる。</p> <p>上記内容から総合的に評価すると、被災労働者は著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労していたと認められる。</p>



### 3 就業条件等一般的事項

				資料No.	頁
職 歴  (主要なものを記載すること。)	事業場名	期 間	職 種	○	○
	安全運送 (株)	平成元年10月～平成31年3月	運転手		
	(有) 畿内運輸	昭和57年4月～昭和63年12月	運転手		
		年 月～ 年 月			
		年 月～ 年 月			
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等  (被災労働者について記載すること。)	所定労働時間 (1日) 8時00分、(1週間) 48時00分 ( 所定始業時刻：8時00分、所定終業時刻：17時00分 所定休憩時刻：12時00分～13時00分 (休憩時間：60分) )			○	○
	所定休日 <input checked="" type="checkbox"/> 週休1日制・隔週週休2日制・完全週休2日制 (その他)			○	○
	労働時間制度〔1か月単位変形労働時間制・1年単位変形労働時間制・フレックスタイム制・裁量労働制〕 (その他) なし			○	○
	勤務形態 <input checked="" type="checkbox"/> 日勤勤務・2直2交替制(日勤・夜勤)・3直3交替制 (その他)			○	○
	出退勤の管理状況 〔 <input type="checkbox"/> タイムカード <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿 <input type="checkbox"/> 管理者による確認 <input type="checkbox"/> 本人の申告 〕 (その他) 運転日報、タコグラフ			○	○
	就業規則の有無〔 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 〕			○	○
	賃金規程の有無〔 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 〕			○	○
	その他特記事項  なし				

<p>被災労働者の 日常業務</p> <p>（具体的に 記載する こと）</p>	<p>被災労働者は、運転手としてトレーラーヘッドに乗車し、荷台車両を牽引し、貨物を運搬する業務に従事していた。</p>	○	○
<p>事業場（所属 部署）内にお ける被災労働 者の位置づけ</p> <p>（組織図により 表すととも に、聴取実施 者には○を付 記すること。）</p>	<pre> graph TD     A["松永 秀一 (営業所長)"] --- B["安宅 康 (運行管理者)"]     B --- C["三好 慶 (被災労働者)"]     B --- D["十河 一樹 (同僚)"]     style A stroke-dasharray: 5 5     style D stroke-dasharray: 5 5   </pre>	○	○

#### 4 出現した症状に関する事項

		資料No.	頁
疾患名	脳内出血（脳出血）・くも膜下出血・脳梗塞・高血圧性脳症・心筋梗塞・狭心症・ <b>心停止（心臓性突然死を含む。）</b> ・解離性大動脈瘤 その他（ ）	○	○
症状の出現日	平成31年3月19日 <b>午前</b> ・午後 9時30分（頃）	○	○
症状の出現時の状況	フォークリフトの運転手と2人で、手作業でガラスウールを荷台に並べて重ねて運んでいたところ、急に膝から倒れた。近くにいた集荷先の作業員が声を掛けたが、意識がなく、脈もなかった。	○	○
前駆症状	有〔頭痛・胸部痛・その他（ ）〕・ <b>無</b> 出現日： 年 月 日 午前・午後 時 分（頃）	○	○

5 被災労働者の身体の状況等に関する事項

				資料No.	頁	
健康診断 結果	定期健康診断等の実施 [ <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 ]			○	○	
	実施時期	異常所見	内 容			
	H31年1月	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	脂肪肝、糖尿病、高脂血症 要治療			
	H30年1月	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	肥満度：経過観察 肝機能：経過観察 糖代謝：精密検査 検尿：精密検査			
	H29年1月	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	肥満度：経過観察 血中脂質：再検査 肝機能：経過観察 糖代謝：精密検査 検尿：精密検査			
身長：173.5 cm 体重：75.5 kg						
労働安全 衛生法第 66条の8 の面接指 導の実施 状況	面接指導の実施 [ 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 ]					
	実施時期	内 容				
	年 月					
	年 月					
既往歴  ( 脳・心臓疾 患と関連の 深い疾患 名につい て記載す ること。 )	既往歴 [ 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 ]					
	疾患名	発症時期	治療期間	医療機関名		
		年 月	年 月～ 年 月			
		年 月	年 月～ 年 月			
		年 月	年 月～ 年 月			
		年 月	年 月～ 年 月			
家族の脳・ 心臓疾患の 既往歴	氏 名	続柄	疾 患 名	発症時年齢		
嗜好等	喫煙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 ] 1日当たりの本数 ( 20本) 喫煙歴 ( 30年)			○	○	
	特記事項 ( )					
	飲酒 [ <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 ]					
1回当たりの飲酒量 (日本酒一合) 程度 ( <input checked="" type="checkbox"/> 毎 日 ・ 週 回 )			○	○		
特記事項 ( )						
食事の好み等			○	○		
( 好 : 魚、肉、野菜、果物 嫌 : なし )						

6 主治医・産業医・専門医の意見

		資料 No.	頁
主治医の意見書 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(概要) 令和元年 10 月 27 日付け篠原病院 篠原長昌 医師 1. 初診年月日 平成 31 年 3 月 19 日 2. 初診時の所見 心肺停止状態。外傷なし。 3. 各種検査所見 低酸素脳症を認める。ECG 上顕著な心筋障害を認めるが精査困難。肺に異常所見なし。心肺停止状態から心肺蘇生、無酸素状態があり低酸素脳症を来したと考えられる。 4. 心室細動(疑い)と診断した根拠 救急隊接触時の ECG で「VF」との記載あり、倒れた時ではなく救急隊接触時点のため「疑い」とした。 5. 発病時期、発症機序について 通常は突然倒れた時が、心室細動の発症と考えられる。最も可能性が高いのが、急性心筋梗塞である。 6. 療養の経過 別紙のとおり。 7. 死亡までの各種検査成績 別紙のとおり。 8. 既往症の有無 不明  診療記録等の収集 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	○	○
産業医の意見書 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(概要)		
請求人が提出した医師の意見書 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(概要)		
専門医(局医等)の意見書 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(概要) 令和 2 年 2 月 5 日付け地方労災医員 池田正 医師 被災者は、平成 31 年 3 月 19 日午前 9 時 30 分頃、心室細動による心停止となり、蘇生により回復したが、低酸素脳症が残存し、その後死亡した。顕著な心筋障害を認めるが精査困難とあり、心室細動との関連も否定はできないが、詳細は不明である。  本件は、発症前 1 か月は 62 時間 5 分、発症前 2 か月から 6 か月における平均で、最大となるのは発症前 5 か月平均の 55 時間 22	○	○

	<p>分であり、認定基準の時間外労働時間数の要件は満たさないが、前日の午後にならないと当日の始業時刻がわからないという「不規則な勤務」、1か月の拘束時間が300時間を超える月が複数ある「拘束時間の長い勤務」、始業が深夜時間帯からという「深夜勤務」、発症9か月前に死亡交通事故の当事者となったことに伴う「精神的緊張を伴う業務」が認められることから、心室細動の原因に関して、時間外労働に加えて、こうしたストレスが関与した可能性は否定できない。</p>		
--	---	--	--

### 労働時間を認定した根拠

	資料 No.	頁
<p>(労働時間の把握方法)</p> <p><input type="checkbox"/>タイムカード      <input checked="" type="checkbox"/>出勤簿・業務日報等      <input type="checkbox"/>施錠記録・警備記録等</p> <p><input type="checkbox"/>本人の申告      <input type="checkbox"/>管理者による確認      <input checked="" type="checkbox"/>上司・同僚からの聴取</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>その他（運転日報、タコブラフ、点呼簿）</p>		
<p>(労働時間の推計方法)</p> <p>1 起算日について</p> <p>被災労働者は、発症当日の労働時間内に発症しており、発症日の労働時間が短時間であることから、前日の平成31年3月18日を起算日として労働時間を集計した。</p> <p>2 始業時刻、終業時刻について</p> <p>所定労働時間は、8時から17時までとしているが、実態としては日ごとに始業時刻、終業時刻が異なる勤務になっている。</p> <p>乗務前と乗務後にアルコールチェックを行う点呼を実施しており、点呼簿の点呼時刻を始業時刻、終業時刻と推計した。点呼簿とタコグラフを突き合わせると、始業点呼から車両が動き出すまで遅くとも20分以内、車両が停車してから点呼まで遅くとも15分以内であり、点呼簿の時刻を始業時刻、終業時刻と評価することは妥当であると判断した。</p> <p>3 労働時間について</p> <p>タコグラフの記録により走行している時間は労働時間と推計する。</p> <p>タコグラフ上、停車している時間について以下のとおり評価する。</p> <p>(1) 荷積み、荷下ろしについて</p>		

運転日報及びタコグラフの記録より荷積み、荷下ろしした場所は特定されているが、タコグラフで停車している時間のうち、荷積み、荷下ろしに要した時間については具体的な記録がなく、特定できなかった。

営業所長及び同僚に、荷積み、荷下ろしにかかる時間を確認したところ、「どこの場所も大体 30 分位だった。」と申述している。

以上より、荷積み、荷下ろしに要する時間は 1 か所あたり 30 分と推計した。

#### (2) 荷待ち時間について

畿内物流センターでの荷積みでは荷待ちが発生していた。

この点、営業所長及び同僚によると、「畿内物流センターに着くと荷の準備ができるまで待機となった。センターの担当者から連絡が来れば直ぐに荷を積めるようにしておかなければならなかった。荷積みの待機は、平均的に 1 時間位だった。その間、車の中で自由に過ごすことはできるが、車から離れることはできなかった。」と申述していることから、畿内物流センターでの荷待ちは労働時間（手待時間に該当する）と判断した。

畿内物流センターでの荷待ち、荷積み時間は、合計 1 時間 30 分と推計した。

#### (3) 休憩について

運転日報、タコグラフより、荷積み、荷下ろし場所以外の場所で停車している時間は休憩時間と推計した。

荷積み、荷下ろし場所においても長時間停車している場合もあるが、同僚によると、「指定された時刻より早く着いて、目的地付近で指定の時間まで休憩することがあった。」と申述していることから、荷積み、荷下ろし、荷待ち以外の停車時間は休憩時間と推計した。

労働時間集計表 ( 2月17日 ~ 3月18日 )

(発症前(1)か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
3 / 18 (月)	0:00 ~ 17:48	17:48	8:03	①  47:59	⑥ = ① - 40  7:59
3 / 17 (日)	3:30 ~ 24:00	20:30	10:10		
3 / 16 (土)	5:40 ~ 17:35	11:55	9:55		
3 / 15 (金)	2:10 ~ 18:20	16:10	11:45		
3 / 14 (木)	5:40 ~ 17:01	11:21	8:06		
3 / 13 (水)	休日				
3 / 12 (火)	休日				
3 / 11 (月)	5:40 ~ 19:11	13:31	9:56	②  53:17	⑦ = ② - 40  13:17
3 / 10 (日)	2:56 ~ 15:59	13:03	10:53		
3 / 9 (土)	3:50 ~ 16:34	12:44	8:44		
3 / 8 (金)	5:37 ~ 16:29	10:52	8:27		
3 / 7 (木)	5:20 ~ 16:32	11:12	8:07		
3 / 6 (水)	休日				
3 / 5 (火)	6:20 ~ 15:00	8:40	7:10		
3 / 4 (月)	5:30 ~ 23:00	17:30	12:55	③  58:12	⑧ = ③ - 40  18:12
3 / 3 (日)	5:40 ~ 16:37	10:57	8:07		
3 / 2 (土)	5:56 ~ 19:25	13:29	10:04		
3 / 1 (金)	4:00 ~ 17:15	13:15	9:45		
2 / 28 (木)	休日				
2 / 27 (水)	5:00 ~ 17:25	12:25	9:35		
2 / 26 (火)	5:50 ~ 18:41	12:51	7:46		
2 / 25 (月)	2:20 ~ 20:07	17:47	14:47	④  54:18	⑨ = ④ - 40  14:18
2 / 24 (日)	3:10 ~ 17:02	13:52	10:52		
2 / 23 (土)	4:10 ~ 13:40	9:30	6:30		
2 / 22 (金)	5:00 ~ 15:50	10:50	7:50		
2 / 21 (木)	休日				
2 / 20 (水)	5:50 ~ 14:42	8:52	6:02		
2 / 19 (火)	5:00 ~ 15:32	10:32	8:17		
2 / 18 (月)	3:00 ~ 16:24	13:24	8:59	⑤ 16:19	⑩ = ⑤ - 8 ) 8:19
2 / 17 (日)	6:00 ~ 15:00	9:00	7:20		
合 計		322:00		①~⑤ 230:05	⑥~⑩ 62:05

労働時間集計表 ( 1月18日 ~ 2月16日 )

(発症前(2)か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間 数	時間外 労働時間数
2 / 16 (土)	2:56 ~ 15:48	12:52	10:17	①  42:35	⑥ = ① - 40  2:35
2 / 15 (金)	4:20 ~ 16:01	11:41	8:06		
2 / 14 (木)	休日				
2 / 13 (水)	5:55 ~ 13:14	7:19	4:49		
2 / 12 (火)	4:00 ~ 18:27	14:27	9:57		
2 / 11 (月)	休日				
2 / 10 (日)	5:00 ~ 17:31	12:31	9:26		
2 / 9 (土)	6:00 ~ 16:20	10:20	7:15	②  54:18	⑦ = ② - 40  14:18
2 / 8 (金)	3:25 ~ 21:50	18:25	15:00		
2 / 7 (木)	休日				
2 / 6 (水)	4:20 ~ 13:04	8:44	7:04		
2 / 5 (火)	3:00 ~ 16:14	13:14	10:34		
2 / 4 (月)	5:30 ~ 15:13	9:43	7:33		
2 / 3 (日)	3:47 ~ 15:54	12:07	6:52		
2 / 2 (土)	6:40 ~ 16:29	9:49	6:54	③  41:00	⑧ = ③ - 40  1:00
2 / 1 (金)	3:45 ~ 16:12	12:27	6:42		
1 / 31 (木)	休日				
1 / 30 (水)	5:30 ~ 12:06	6:36	4:16		
1 / 29 (火)	5:00 ~ 14:54	9:54	6:49		
1 / 28 (月)	5:30 ~ 17:04	11:34	8:59		
1 / 27 (日)	5:20 ~ 14:45	9:25	7:20		
1 / 26 (土)	0:20 ~ 19:00	18:40	11:55	④  45:20	⑨ = ④ - 40  5:20
1 / 25 (金)	4:30 ~ 24:10	19:40	13:30		
1 / 24 (木)	休日				
1 / 23 (水)	6:28 ~ 12:00	5:32	5:32		
1 / 22 (火)	休日				
1 / 21 (月)	4:20 ~ 13:29	9:09	7:19		
1 / 20 (日)	5:30 ~ 16:49	11:19	7:04		
1 / 19 (土)	5:30 ~ 16:52	11:22	8:32	⑤ 17:09	⑩ = ⑤ - 8 ) 9:09
1 / 18 (金)	6:21 ~ 16:48	10:27	8:37		
合 計		277:17		①～⑤ 200:22	⑥～⑩ 32:22



労働時間集計表 ( 12月19日 ~ 1月17日 )

(発症前(3)か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間 数	時間外 労働時間数
1 / 17 (木)	休日			①  47:28	⑥ = ① - 40  7:28
1 / 16 (水)	2:25 ~ 16:30	14:05	11:05		
1 / 15 (火)	5:18 ~ 16:00	10:42	8:32		
1 / 14 (月)	5:50 ~ 21:29	15:39	8:24		
1 / 13 (日)	6:10 ~ 20:10	14:00	9:50		
1 / 12 (土)	1:56 ~ 16:58	15:02	9:37		
1 / 11 (金)	休日				
1 / 10 (木)	休日			②  46:24	⑦ = ② - 40  6:24
1 / 9 (水)	5:48 ~ 15:40	9:52	8:02		
1 / 8 (火)	5:50 ~ 18:50	13:00	9:40		
1 / 7 (月)	5:50 ~ 16:23	10:33	7:33		
1 / 6 (日)	2:20 ~ 16:00	13:40	9:10		
1 / 5 (土)	5:59 ~ 14:11	8:12	6:39		
1 / 4 (金)	6:40 ~ 12:00	5:20	5:20		
1 / 3 (木)	休日			③  21:22	⑧ = ③ - 40  0:00
1 / 2 (水)	休日				
1 / 1 (火)	休日				
12 / 31 (月)	休日				
12 / 30 (日)	6:00 ~ 13:00	7:00	5:25		
12 / 29 (土)	5:30 ~ 13:38	8:08	6:03		
12 / 28 (金)	5:30 ~ 19:14	13:44	9:54		
12 / 27 (木)	休日			④  49:27	⑨ = ④ - 40  9:27
12 / 26 (水)	6:00 ~ 16:35	10:35	8:10		
12 / 25 (火)	4:30 ~ 20:01	15:31	10:48		
12 / 24 (月)	2:55 ~ 18:20	15:25	13:25		
12 / 23 (日)	休日				
12 / 22 (土)	5:40 ~ 16:22	10:42	6:47		
12 / 21 (金)	2:54 ~ 16:56	14:02	10:17		
12 / 20 (木)	休日			⑤ 10:49	⑩ = ⑤ - 0 ) 10:49
12 / 19 (水)	4:54 ~ 17:33	12:39	10:49		
合 計		237:51		①～⑤ 175:30	⑥～⑩ 34:08

労働時間集計表 ( 11月19日 ~ 12月18日 )

(発症前 (4) か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間 数	時間外 労働時間数
12 / 18 (火)	5:20 ~ 17:38	12:18	9:48	①  53:47	⑥ = ① - 40  13:47
12 / 17 (月)	4:59 ~ 15:58	10:59	7:39		
12 / 16 (日)	5:00 ~ 16:40	11:40	7:50		
12 / 15 (土)	1:59 ~ 16:40	14:41	11:41		
12 / 14 (金)	5:30 ~ 16:44	11:14	8:44		
12 / 13 (木)	休日				
12 / 12 (水)	6:00 ~ 16:00	10:00	8:05		
12 / 11 (火)	6:00 ~ 20:13	14:13	10:08	②  58:22	⑦ = ② - 40  18:22
12 / 10 (月)	4:54 ~ 16:40	11:46	9:16		
12 / 9 (日)	4:07 ~ 17:30	13:23	11:03		
12 / 8 (土)	4:41 ~ 15:50	11:09	8:49		
12 / 7 (金)	2:55 ~ 17:01	14:06	10:51		
12 / 6 (木)	休日				
12 / 5 (水)	6:00 ~ 16:00	10:00	8:15		
12 / 4 (火)	0:00 ~ 17:40	17:40	8:30	③  63:08	⑧ = ③ - 40  23:08
12 / 3 (月)	5:30 ~ 23:20	17:50	11:25		
12 / 2 (日)	5:30 ~ 17:55	12:25	9:20		
12 / 1 (土)	2:17 ~ 19:00	16:43	12:08		
11 / 30 (金)	4:00 ~ 16:40	12:40	11:00		
11 / 29 (木)	休日				
11 / 28 (水)	4:00 ~ 16:30	12:30	10:45		
11 / 27 (火)	4:00 ~ 16:30	12:30	10:55	④  65:15	⑨ = ④ - 40  25:15
11 / 26 (月)	4:00 ~ 16:30	12:30	11:20		
11 / 25 (日)	4:10 ~ 17:10	13:00	11:05		
11 / 24 (土)	4:00 ~ 16:40	12:40	10:40		
11 / 23 (金)	4:00 ~ 16:20	12:20	10:45		
11 / 22 (木)	休日				
11 / 21 (水)	5:00 ~ 16:30	11:30	10:30		
11 / 20 (火)	4:00 ~ 16:40	12:40	10:55	⑤ 20:15	⑩ = ⑤ - 8 ) 12:15
11 / 19 (月)	5:30 ~ 16:50	11:20	9:20		
合 計		333:47		①～⑤ 260:47	⑥～⑩ 92:47

労働時間集計表 ( 10月20日 ~ 11月18日 )

(発症前 (5) か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間 数	時間外 労働時間数
11 / 18 (日)	6:00 ~ 15:50	9:50	7:55	①  54:30	⑥ = ① - 40  14:30
11 / 17 (土)	6:00 ~ 19:00	13:00	10:35		
11 / 16 (金)	5:40 ~ 16:00	10:20	10:20		
11 / 15 (木)	休日				
11 / 14 (水)	4:50 ~ 15:30	10:40	8:40		
11 / 13 (火)	4:30 ~ 16:10	11:40	8:50		
11 / 12 (月)	6:30 ~ 17:00	10:30	8:10		
11 / 11 (日)	5:30 ~ 16:20	10:50	8:35	②  52:25	⑦ = ② - 40  12:25
11 / 10 (土)	2:50 ~ 16:40	13:50	9:45		
11 / 9 (金)	4:20 ~ 17:20	13:00	10:50		
11 / 8 (木)	休日				
11 / 7 (水)	5:20 ~ 15:00	9:40	7:55		
11 / 6 (火)	3:20 ~ 15:30	12:10	10:00		
11 / 5 (月)	6:30 ~ 15:40	9:10	5:20		
11 / 4 (日)	3:30 ~ 19:00	15:30	10:45	③  46:10	⑧ = ③ - 40  6:10
11 / 3 (土)	休日				
11 / 2 (金)	4:20 ~ 16:00	11:40	9:35		
11 / 1 (木)	休日				
10 / 31 (水)	5:30 ~ 13:00	7:30	5:40		
10 / 30 (火)	0:00 ~ 17:45	17:45	9:55		
10 / 29 (月)	6:00 ~ 24:00	18:00	10:15		
10 / 28 (日)	3:20 ~ 17:20	14:00	10:40	④  50:45	⑨ = ④ - 40  10:45
10 / 27 (土)	6:00 ~ 17:45	11:45	7:05		
10 / 26 (金)	5:00 ~ 18:00	13:00	8:40		
10 / 25 (木)	休日				
10 / 24 (水)	5:30 ~ 13:00	7:30	5:35		
10 / 23 (火)	3:20 ~ 17:30	14:10	10:40		
10 / 22 (月)	5:00 ~ 17:50	12:50	8:05		
10 / 21 (日)	5:10 ~ 17:00	11:50	8:40	⑤ 19:40	⑩ = ⑤ - 8 ) 11:40
10 / 20 (土)	3:00 ~ 17:40	14:40	11:00		
合 計		304:50		①～⑤ 223:30	⑥～⑩ 55:30

労働時間集計表 ( 9月20日 ~ 10月19日 )

(発症前(6)か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間 数	時間外 労働時間数
10 / 19 (金)	3:30 ~ 16:30	13:00	9:30	①  47:55	⑥ = ① - 40  7:55
10 / 18 (木)	休日				
10 / 17 (水)	5:30 ~ 13:00	7:30	4:30		
10 / 16 (火)	5:30 ~ 17:30	12:00	10:00		
10 / 15 (月)	6:00 ~ 18:00	12:00	7:50		
10 / 14 (日)	6:00 ~ 17:10	11:10	8:50		
10 / 13 (土)	5:15 ~ 16:10	10:55	7:15		
10 / 12 (金)	休日			②  38:10	⑦ = ② - 40  0:00
10 / 11 (木)	休日				
10 / 10 (水)	5:30 ~ 17:30	12:00	4:00		
10 / 9 (火)	5:10 ~ 16:10	11:00	7:30		
10 / 8 (月)	4:50 ~ 16:30	11:40	8:05		
10 / 7 (日)	5:30 ~ 16:00	10:30	7:55		
10 / 6 (土)	4:15 ~ 18:20	14:05	10:40		
10 / 5 (金)	4:20 ~ 16:20	12:00	8:50	③  57:50	⑧ = ③ - 40  17:50
10 / 4 (木)	休日				
10 / 3 (水)	3:40 ~ 15:40	12:00	10:00		
10 / 2 (火)	5:10 ~ 15:40	10:30	7:10		
10 / 1 (月)	4:00 ~ 19:30	15:30	12:05		
9 / 30 (日)	4:30 ~ 17:20	12:50	10:50		
9 / 29 (土)	4:30 ~ 17:20	12:50	8:55		
9 / 28 (金)	3:10 ~ 16:20	13:10	9:05	④  43:50	⑨ = ④ - 40  3:50
9 / 27 (木)	休日				
9 / 26 (水)	4:20 ~ 14:40	10:20	8:40		
9 / 25 (火)	5:50 ~ 17:20	11:30	8:35		
9 / 24 (月)	3:20 ~ 17:40	14:20	12:20		
9 / 23 (日)	6:00 ~ 13:50	7:50	5:10		
9 / 22 (土)	休日				
9 / 21 (金)	5:00 ~ 11:50	6:50	4:20	⑤  4:20	⑩ = ⑤ - 16 )  0:00
9 / 20 (木)	休日				
合 計		265:30		①～⑤ 192:05	⑥～⑩ 29:35